# デイサービスセンターほたるの里 重要事項説明書

(指定地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス)

#### ≪令和6年6月1日現在≫

当事業所は利用者に対して指定地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス (以下指定地域密着型通所介護等)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護又は要支援」と認 定された方が対象となります。

#### ◇◆目次◇◆

	V V H DC V V
1.	事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.	施設の目的と運営方針・・・・・・・・・・・・・・・2
3.	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4.	サービスの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5.	サービス利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6.	利用料金等について・・・・・・・・・・・・・・・5
7.	利用料の支払い方法・・・・・・・・・・・・・・・・6
8.	サービス中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
9.	秘密の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
10.	緊急時の対応方法・・・・・・・・・・・・・・・・7
11.	事故発生時の対応方法について・・・・・・・・・・7
12.	非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
13.	地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・8
14.	苦情等申立先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
15.	身体拘束その他の行動制限・・・・・・・・・・・・・・9
16.	虐待防止のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 1. 事業所の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 うつみね福祉会	
法人所在地	福島県須賀川市小作田字仲田23-1	
	第一種社会福祉事業	
	・特別養護老人ホームほたるの里	
	第二種社会福祉事業	
	・須賀川市東部地域包括支援センター	
定款の目次に定めた事業	・東部居宅介護支援事業所	
	・須賀川児童クラブ館	
	<ul><li>・はっぴいチャイルド(障害者デイサービス)</li></ul>	
	<ul><li>・ショートステイほたるの里</li></ul>	
	・指定居宅介護支援事業所ほたるの里	
電話番号	0 2 4 8 - 7 9 - 1 5 5 1	
代表者氏名	関根 一男	
設立年月	平成12年12月6日	

## 2. 施設の目的と運営方針

施設の種類	指定地域密着型通所介護 平成26年11月1日指定 総合事業通所型サービス 平成28年12月1日指定
施設の目的	指定地域密着型通所介護等は、要介護又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴や食事の提供等の福祉サービスを提供することを目的とする。
施設の名称	デイサービスセンター ほたるの里
管理者氏名	松井 徹

施設の所在地	福島県東白川郡関口字豊郷103
電話番号	0 2 4 7 - 3 3 - 6 0 5 0
施設運営の方針	当事業所では通所介護計画に基づいて、利用者の心身の機能維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。 ①当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむ得ない場合以外、原則として利用者に身体拘束を行わない。 ②当事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう、できる限り努めます。 ③当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
開設年月	平成26年11月1日
利用定員	18名
営業日	月曜日~金曜日(12/31~1/3 は除く)
営業時間	8:30 ~ 17:30
事業所番号	0772900403

# 3. 施設の概要

# (1) 事業実施地域

市 町 村 名 棚倉町、鮫川村、浅川町、塙町、白河市(表郷・東地区)

## (2) 職員体制

職種	常勤人数	指定人数
管理者	0.25 名(兼任)	1名
生活相談員	1名	1名
看護職	1名	1名
介護職	3名	1名

機能訓練指導員	0.25 名(兼任)	1名
---------	------------	----

- ※常勤換算については、小数点第2位以下を切り捨て。
- ※常勤換算とは:職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業 所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

#### 4.サービスの概要

#### (1)食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びご契約者の 身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています(食事時間 12:00~13:00)

#### (2)入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### (3) 排泄

ご契約者のトイレ介助、オムツ交換を行います。

#### (4) 機能訓練

・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### (5) 送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行ないます。 但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は交通費実費をご負担いただきます。(料金は別表参照)

#### 5. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。 契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。

#### (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
  - ・文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
  - ・止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合が ございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、 地域の他の通所介護サービスをご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者又はその家族等が、当事業所や当事業所の職員に対して本契約 を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知すること により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

#### 6. 利用料金等について

・食事の提供にかかる食費

1食 515円

・創作的活動にかかる材料費

実 費

- ・その他、指定通所介護の提供される便宜のうち、日常生活において通常必要 となるものに係る費用であって、その利用者に負担をさせることが適当と認 められる費用は、その実費を徴収する。
- ・費用の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意を得なければならない。

#### 【料金表】

指定地域密着型通所介護 ※下記の加算は1回にあたりの金額です。

#### <1割負担の場合>

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
基本料金 (7~9時間)	753 円	890 円	1,032 円	1,172 円	1,312 円
入浴	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
送迎減算	片道 -47 円 ※当施設での送迎を実施しなかった場合				
介護職員等処遇改善 加算(II)	1 か月の総利用料金に 9.0%を乗じた金額				

・上記金額は、1割負担の場合での金額となっています。介護保険負担割合証 の割合に基づいて請求させていただきます。 総合事業通所型サービス ※下記の加算は1か月の金額です。

#### <1割負担の場合>

項目	要支援 1	要支援 2
基本料金 (7~9時間)	1,798 円	3,621 円
介護職員等処遇改善 加算(II)	1 か月の総利用料金に 9.0%を乗じた金額	

・上記金額は、1割負担の場合での金額となっています。介護保険負担割合証 の割合に基づいて請求させていただきます。

#### 7. 利用料金の支払方法

- (1)費用の支払いは、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
  - ① 下記指定口座への振り込み

振込先:銀行名 白河信用金庫

口座番号 1157621

口座名義 社会福祉法人 うつみね福祉会

デイサービスセンター ほたるの里

- ※振込手数料はご負担下さい。
- ② 原則、利用料は振込になりますが、やむ得ない場合はほたるの里の窓口での支払いも可能となっております。

#### (2) その他

(1)の利用料は、「法定代理受領」(現物給付)の場合について記載しています。要介護認定を受けていない場合など「償還払い」となる場合には、一旦、利用者が利用料金全額を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割または8割)を請求することになります

#### 8. サービスの中止

- (1) 利用者がサービスを中止する際には、速やかに下記までご連絡願います。 連絡先 電話 0247-33-6050
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用 の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルにつきましては、キャンセ ル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。(ただし、利用者 の容態の急変など緊急止むを得ない事情がある場合はこの限りではあり ません。)
- (3) キャンセル料は、以下のとおりです。また支払は利用者負担の支払に合わせてお支払いいただきます。
  - ・利用予定前日 午後5時までに連絡があった場合 無料
  - ・当日 午前8時30分までに連絡がない場合 515円

#### 9. 秘密の保持

(1) 守秘義務

事業者、介護サービス担当者並びに職員は、指定地域密着型通所介護等を 提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由 なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続 します。

(2) 個人情報の保護

前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な 理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により 得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものと します。

#### 10. 緊急時の対応方法

生活相談員等は、指定地域密着型通所介護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者及び利用者の家族に報告いたします。又、サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

#### 11. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、家族等に 連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービス提供により賠償すべき 事故の発生した場合は損害賠償を行います。但し施設の責に帰すべからざる事 由による場合は、この限りではありません。

#### 12. 非常災害対策

- ・非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成します。
- ・非常災害に備えて少なくとも 1 ヶ月に 1 回避難、救助その他の訓練を行います。

#### 13. 地域との連携

- ① 運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護等の提供に当たり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護等について知見を有する者等により構成される協議会(以下、「運営推進会議」という)を設置し、おおむね6月に1回以上運営し推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると ともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を受けるとともに、運営 推進会議から必要な要望、助言を聴く機会を設けます。また、報告・評 価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

#### 14. 苦情等申立先

- (1) 当事業所における苦情の受付 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
  - 苦情受付窓口(担当者) デイサービス 石井 美香
  - ご 苦情解決責任者施 設 長 松井 徹受付時間 月曜日~日曜日 8:30~17:30(祝日は除く)電 話 0247-33-6050
  - 第三者委員

 [評議員]
 増子 幸男
 連絡先 0248-76-5720

 [民生委員]
 田子 弘
 連絡先 0247-33-6644

- (2) 行政機関その他苦情受付機関
  - ① 福島県国民健康保険団体連合会 所在地 福島県福島市中町3番地7号 電話番号 024-523-2702 FAX 024-528-0989

② 福島県運営適正化委員会

所在地 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地 (福島県総合社会福祉センター)

電話番号 024-523-2943 FAX 024-523-2943

③ 棚倉町役場 健康福祉課

所在地 福島県東白川郡棚倉町字中居野 6 8番地の 1 電話番号 0247-33-780 FAX 0247-33-7820

#### 15. 身体的拘束その他の行動制限

- (1) 事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- (2) 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の 行動を制限する場合は、利用者対し事前に、行動の根拠、内容、見込まれ る期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後 速やかに、身元引受人(代理人)に対して、行動制限の根拠、内容、見込 まれる期間について十分説明します。
- (3) 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、記録に次の事項を記載します。
  - ① 利用者に対する行動制限を決定した経緯、制限の根拠、内容、見込まれる期間および実施された期間
  - ② 前項に基づく利用者に対する説明の期間および内容、その際のやりとりの概要
  - ③ 前項に基づく利用者の身元引受人(代理人)に対する説明の期間および内容、その際のやりとりの概要

#### 16. 虐待防止のための措置

- (1) 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じます。
  - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ② 身元引受人(代理人)の苦情処理体制の整備
  - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者をすでに養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

指定地域密着型通所介護等にあたり、上記のとおり重要事項について説明しました。

事業所住所福島県東白川郡棚倉町関口字豊郷103

名 称 社会福祉法人 うつみね福祉会 デイサービスセンター ほたるの里

代表者名 松井 徹 印

説 明 者 印

私は、本書面に基づいて「デイサービスセンターほたるの里」から上記の重要事項の説明を受け、同意して交付を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【身元引受人(代理人)】

住 所

氏 名 印 (続柄: )